

日本学生支援機構の奨学金を借りていた学生

# 在学猶予願の提出は お済みですか？

**在学期間中は、在学猶予願を提出することで返還期限が猶予されます。**

※第二種奨学金の場合、在学猶予が適用されている期間中は利息が発生しません。

〈在学猶予に該当するのは〉

奨学金の貸与が終了（辞退・廃止も含む）した後

**1 進学した場合**

**2 引き続き学校に在学（留年中を含む）する場合**

※聴講生・研究生・科目等履修生等の場合、在学猶予の対象となりません。

## ■ 提出方法

- ①スカラネットパーソナルにアクセス → ログイン
- ②ワンタイムパスワードを取得して、各種届から在学猶予を選択
- ③学校情報、在学情報を入力

提出に必要な学校番号と区分コード

学校番号：**109005** 区分コード：**00**

## ■ 在学猶予を提出しないと…

在学中であっても貸与終了後7か月目から返還が始まります。



**猶予の手続きをせず、奨学金の返還を行わない場合、延滞金が賦課され、民事訴訟法に基づく法的措置が取られます。**

## ■ 注意点

- ・留年により卒業期が延期された方は、**1年ごとに提出が必要**です。  
昨年度在学猶予願（在学届）を提出した方も、再度提出をしてください。
- ・3月まで貸与していた方、3月まで在学猶予していた方は、**4月(新年度)になってから**提出してください。
- ・すでに返還が始まっている方は、至急学生支援課窓口へお越しください。
- ・在学猶予は随時受け付けますが、返還開始までに間に合うとは限りません。